

## 1 インターネット広告の緊急監視に基づく改善要請

- ・第1報(3月10日) 30事業者46商品
  - ・第2報(3月27日) 34事業者41商品
  - ・第3報(6月5日) 35事業者38商品
- } 合計99事業者125商品

景品表示法及び健康増進法の観点から改善を要請(既に全ての商品の表示の改善を確認)。

## 2 景品表示法の観点からの再発防止等の指導

- ・マスクのおとり広告を行っていた2事業者(3月27日)
- ・携帯型(首下げタイプ)の空間除菌用品を販売していた5事業者(5月15日)

## 3 景品表示法違反として措置命令

- ・アルコール配合割合が71パーセントと表示された手指用洗浄ジェルのアルコール濃度が大幅に下回っていた商品を販売していた1事業者(5月19日)
- ・携帯型(首下げタイプ)の空間除菌用品を販売していた1事業者(8月28日)

### 【緊急監視において改善要請を行った主な商品】

- いわゆる健康食品(ビタミンA、ビタミンC、ビタミンD、亜鉛、オリーブ葉エキス、タンポポ茶、マヌカハニー、納豆、みかん、ウコン、水素水、乳酸菌、黒ニンニク、海藻フコダイン、あおさ海苔、コーヒーポリフェノール、茶ポリフェノール、茶カテキン等)
- マイナスイオン発生器、イオン空気清浄機
- 空間除菌剤(首下げ型、据置型)
- アロマオイル
- 除菌・抗菌スプレー(アミノ酸、光触媒等)

SNS等を通じた消費者への注意喚起  
(Twitter, Facebook, LINE)



● **新型コロナウイルス予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありません。**

新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も不可能な現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果に根拠のある食品はありません。そのような広告等にはご注意ください。